証券コード　3399
平成30年４月11日

株　主　各　位

札幌市東区東雁来７条１丁目４番32号
株式会社丸千代山岡家
代表取締役社長　山　岡　　正

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年４月25日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年４月26日（木曜日）午前10時
２．場　　所　札幌市中央区北１条西11丁目１番地
　ロイトン札幌　２階　「ハイネスホール」
３．目的事項
報告事項　第25期（平成29年２月１日から平成30年１月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第８号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.yamaokaya.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年２月１日から
平成30年１月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、全国的な景況感向上を背景に、企業業績や雇用環境は緩やかな回復基調にあると思われます。また世帯所得の改善も見られ、個人消費は総じて底堅い動きが続いていると考えられます。しかしながら、アメリカやヨーロッパの政治リスクや経済動向、中国や新興国経済の成長鈍化懸念、アジアでの地政学的リスクなど世界各地で様々な不安要素を抱えており、景気の先行きにつきましては依然として不透明な状況のまま推移しております。

外食産業におきましては、消費者の節約・低価格志向などの価格重視の考えや、より良いものを求める二極化もより顕著になっている状況で、それらの複合的な要因を背景とした他業種企業間の競合もより激しさを増しております。またサービス業全般で労働需給の逼迫に伴う人件費や求人費用の増加や物流コストの上昇が大きな課題となっており、経営環境は依然として厳しい状況で推移しております。

このような状況下、当社では「人の力で未来を切り拓く」という全社スローガンのもと、現在抱えている課題を社内の人材を活用して解決すべく様々な施策を実施してまいりました。当事業年度におきましては店舗ＱＳＣ（商品の品質、サービス、清潔さ）の向上、スタンダードオペレーションの確立、人材の確保と育成を最優先課題といたしました。なお、当事業年度の新規店舗展開は北海道地区４店舗、関東地区４店舗、東海地区に１店舗、東北地区に1店舗の出店を行いましたが、６店舗の閉店（移転、業態転換含む）を行い、当事業年度末の店舗数は153店舗となりました。

売上高につきましては、お客様に選んでいただき満足していただける店舗作りを目的として、期間限定メニューの定期的発売、メールマガジンを中心としたモバイルコンテンツの活用、最近ではSNSを利用した新店オープンや新商品販売のご案内等のブランディングによる来店動機の喚起、更にQSC（商品の品質、サービス、清潔さ）向上を目的として従業員トレーニングを継続して行い、山岡家ブランドの認知度向上及び売上計画の達成、並びに収益力強化に向けた販売促進施策を行いました。また北海道地区において２店舗の店舗リニューアルを行い、お客様の滞在満足度及び視認性の向上などを図りました。新規出店が10店舗となり閉店は６店舗ありま

したが、既存店を中心に売上は好調に推移し計画を上回りました。
　コスト面につきましては、原価は厳格なロス管理を行っておりますが、天候の問題などによる一部食材単価の上昇がありました。人件費につきましては適切なワークスケジュール管理を行っておりますが、全国的な人材不足感が非常に強く、断続的な時給上昇や求人費用の増加が続いております。またエネルギーコストにつきましては、原油先物価格上昇の影響によりガス単価が大幅に上昇しております。その他、消耗品費や衛生費などその他コストにつきましても、引き続き効率化を図っておりますが、人件費を始めとして各種コストは増加傾向にあり、販売費及び一般管理費は計画上回ることとなりました。
　その結果、当事業年度の売上高は12,134,238千円（前期比9.2％増）、営業利益は285,204千円（前期比33.6％減）、経常利益は301,515千円（前期比33.9％減）となりました。また、特別損失において、12店舗の減損処理を行ったことなどから固定資産除却損・減損損失など255,910千円を計上したことにより、当期純損失は15,887千円（前期は129,532千円の当期純利益）となりました。

② 設備投資の状況
　当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は623,977千円であります。
　その主たるものは、10店舗の新規出店の設備投資であります。

③ 資金調達の状況
　当事業年度中に、所要資金として金融機関より長期借入金として700,000千円の調達を実施いたしました。
　また、総額350,000千円の社債（私募債）を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
　該当事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第22期 (平成27年１月期)	第23期 (平成28年１月期)	第24期 (平成29年１月期)	第25期 (当事業年度) (平成30年１月期)
売　　上　　高（千円）	9,007,487	10,068,512	11,110,958	12,134,238
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	114,718	259,890	129,532	△15,887
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	47.13	106.78	53.22	△6.53
総　　資　　産（千円）	4,519,887	4,913,780	5,144,367	5,466,550
純　　資　　産（千円）	1,226,633	1,468,959	1,562,978	1,511,472
１株当たり純資産額　（円）	503.98	603.57	642.20	621.04

（注）当社は、平成27年９月28日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年11月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行っております。そのため、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

わが国経済は、緩やかな回復基調となっておりますが、欧米や新興国の地政学・経済リスクなど様々な世界情勢動向などもあり、景気の先行き感はまだまだ不透明な状況となっております。

外食業界では、同業他社との競合、物流コストの上昇、サービス業全般での労働需給逼迫に伴う人件費や求人費用の上昇など、依然として厳しい環境が続くものと考えております。

このような状況下で、当社の対処すべき課題は、以下のとおりであると考えております。

① 接客スタンダードオペレーションの向上、店舗マネジメント効率化の向上について

② 人材採用戦略の強化、働きやすい職場環境や人事関連制度の再構築について

③　主要食材の安定供給と品質管理体制の構築、各種コスト増への対応について
④　新業態を含めた出店戦略の強化、既存店リニューアルの実施について

⑸　**主要な事業内容**（平成30年１月31日現在）

ラーメン店の経営

⑹　**主要な営業所及び工場**（平成30年１月31日現在）

本　　社	北海道札幌市
店　　舗	北海道地区　49店舗 東北地区　11店舗 関東地区　75店舗 東海地区　16店舗 関西地区　１店舗 九州地区　１店舗

⑺　**使用人の状況**（平成30年１月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
398（1,038）名	64（56）名	40.5歳	7.5年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は（　）内に年間の平均雇用人員（1名当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

⑻　**主要な借入先の状況**（平成30年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（注）	292,500千円
株式会社千葉銀行	265,000
日本生命保険相互会社	215,000
株式会社三井住友銀行	165,000
株式会社青森銀行	151,570

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年４月１日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

⑼　**その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成30年１月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　9,876,000株

⑵ **発行済株式の総数**　2,469,000株

⑶ **株主数**　3,865名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	所有株式数	持株比率
山岡正	1,058,100株	43.48%
山岡江利子	173,400株	7.12%
丸千代山岡家社員持株会	92,400株	3.80%
㈱エヌ・ジー・シー	90,300株	3.71%
若杉精三郎	66,300株	2.72%
和弘食品㈱	41,000株	1.68%
一由聡	40,900株	1.68%
朝日火災海上保険㈱	24,600株	1.01%
宗石徳代	19,200株	0.79%
塩尻榮子	17,000株	0.70%

（注）１．当社は、自己株式35,223株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成30年１月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山岡　正	
専務取締役	一由　聡	営業本部長
取締役	荒谷健一	管理本部長兼人材開発部長
常勤監査役	津田憲澄	
監査役	斉藤世司典	斉藤世司典税理士事務所所長及び株式会社オーバルマネジメント代表取締役
監査役	坂本尚幸	SCCコンサルティング株式会社代表取締役

（注）１．監査役津田憲澄氏、斉藤世司典氏及び坂本尚幸氏は、社外監査役であります。
２．監査役津田憲澄氏は上場企業の常勤監査役として、斉藤世司典氏は税理士の資格を有しており、また、坂本尚幸氏は会社経営者としての経験を有し、３名の監査役とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役津田憲澄氏、斉藤世司典氏及び坂本尚幸氏は東京証券取引所の規定する独立役員であります。
４．取締役古澤隆夫氏は、平成29年４月27日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役	4名	63,900千円
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	10,320 (10,320)
合計 （うち社外役員）	7 (3)	74,220 (10,320)

（注）１．上記には、退任した取締役１名を含んでおります。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成13年12月21日開催の臨時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成13年12月21日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

⑷ 社外役員等に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役斉藤世司典氏は、斉藤世司典税理士事務所所長及び株式会社オーバルマネジメントの代表取締役であります。当社と両兼職先との間には特別な関係はありません。

・監査役坂本尚幸氏は、SCCコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
監査役　津田憲澄	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会10回の全てに出席いたしました。これまでの上場企業での監査経験から、全社的なコンプライアンスに対する意見など、取締役会及び監査役会において、取締役または監査役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。
監査役　斉藤世司典	当事業年度に開催された取締役会18回のうち14回、監査役会10回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役または監査役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。
監査役　坂本尚幸	当事業年度に開催された取締役会18回のうち14回、監査役会10回のうち９回に出席いたしました。会社経営者としての見地から、取締役会及び監査役会において、取締役または監査役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。

③社外取締役の設置予定

当社は、店内調理を基本としたラーメン事業を主たる事業としており、専門的知識や長年の経験が必要と考えております。よって、当社の事業に精通した社内出身の取締役が迅速でタイムリーな意思決定を行い、取締役会は少数の人員でお互いの牽制機能を有効に働かせながら、企業価値の向上を図ってまいりました。

また、社外監査役3名は、取締役会にも積極的に出席し、それぞれの専門的見地から意思決定の内容や過程が法令・定款に違反しておらず合理的であるかどうか監査し、リスク及びコンプライアンスの観点から適宜発言しております。

しかしながら、東京証券取引所によるコーポレート・ガバナンス・コードの制定や最近のコーポレート・ガバナンスの議論において取締役会の監督機能が重視されていることなどを踏まえ、当社のコーポレート・ガバナンス体制につきまして検討を行い、取締役会の監督機能をより一層強化することにより、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、第25回定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件といたしまして、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称

清明監査法人

⑵ 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を総合的に検討し、また過去の報酬実績も参考にして、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

（基本的な考え方）

当社は、経営の透明性、健全性を実現、維持するためには、コンプライアンスを常に意識した経営を行うことが必要不可欠であり、役員･従業員が強い倫理観を持ちながら、よりよい企業風土、組織、制度を整備・確立し企業価値を高めていくことが、企業存続において最重要であると認識しております。

よって、経営上･組織上の決定事項、重要事項、戦略等の遂行・運用において常に法令及び定款を遵守すべく、取締役会はもとより監査役監査及び内部監査によるチェック体制及び稟議制度等により相互牽制機能を保ち、適法性を維持していくべきであると考えております。

（整備の状況）

⑴　コンプライアンス体制の整備状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次のようなコンプライアンス体制を整備しております。

①組織規程、職務分掌規程等の策定

取締役及び使用人は「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」において定められた責任及び権限に則り、職務を執行しております。

②取締役会における報告、決議

取締役は取締役会においてその業務執行に関して報告を行うことで相互に牽制・チェック体制を保ち、経営上の重要事項については常に企業倫理・コンプライアンスを意識して取締役会で決議しております。

③監査役、監査役会、内部監査室

監査役は３名であり、月１回の定例取締役会に出席し、経営上の重要事項についての報告を受けております。監査役会も定例取締役会の後に定期的に行われております。また、年２回以上、監査役は会計監査人と面談を行い、会計上または業務上の問題点につき協議を行っております。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として、コンプライアンス状況の監査を定期的に実施し、問題のあった部署に改善を求めていくとともに、取締役会に報告を行います。

法的判断を要する案件については、適宜、顧問弁護士に相談し、法令に反しない体制を構築しております。

④社内通報制度
　法令違反行為等に関する通報に対して適切に対処するため、「社内通報制度運用規程」を制定し、従業員の社内通報・連絡・相談窓口を設置・運用しております。
⑤コンプライアンス委員会
　コンプライアンス経営の実現、リスクの具現化の防止及び会社損失の最小化を図るため、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンスの統制方針・体制及びリスク管理を推進する機関としてコンプライアンス委員会を設置・運用しております。

⑵　リスク管理体制の整備状況
①総合的なリスク管理については、コンプライアンス委員会を定期的に開催しリスク管理全般について企画、検討、実行を行うほか、同委員会の下部組織としてリスク管理部会を設置し定期的に開催しており、業務プロセス上等において重大なリスクが発見された場合は、コンプライアンス委員会へ具申することとしております。
②個別のリスク管理については、災害、事故、トラブル等に迅速に対応出来るよう、店舗、エリア、本部間の緊急連絡網を整備し、「危機管理マニュアル」を全店舗に備え付け、緊急時の対応に備えております。更に、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーに対し連絡、相談等が可能な体制としているほか、緊急事態対策室をコンプライアンス委員会内に発足させることとしております。
③内部監査室が定期的にリスク管理項目についての監査を行い、取締役会及び監査役に報告しております。

⑶　情報管理体制の整備状況
①人事総務部は、取締役の職務の遂行に係る稟議書、取締役会等の意思決定に関わる重要情報について、「稟議規程」「文書取扱規程」等に基づき、速やかに閲覧が可能な状態かつ適切な方法で保存・管理しております。
②内部監査室は、必要に応じて当該情報が関連諸規程に則って保存・管理されているかについて監査し、取締役会及び監査役に報告しております。
③当該情報に係る「稟議規程」「文書取扱規程」他諸規程については、必要に応じて適宜見直しを行い、改善を図ります。

⑷　監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保及び監査役に報告をするための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①必要に応じ、人事総務部と内部監査室は監査役からの調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助しており、職務の遂行上必要な場合、監査役が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示出来る体制としております。

②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会を中心に出席しております。

③取締役及び使用人は、業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の諸問題など、緊急の案件が発生した場合には、遅滞なく監査役へ報告することとなっております。

④社長は、当社の対処すべき課題や監査上の課題について、監査役会と定期的に意見交換を行い、会計監査人とも定期的な意見交換を行っております。

⑤監査役が、その職務を執行する上で発生する費用を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理することとしております。

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）

当社は、「丸千代山岡家企業行動規範」において、反社会的勢力に対して一切関係を持たずいかなる利益供与も行わないことを明記し、行動基準としております。

（反社会的勢力排除に向けた整備状況）

①適宜、外部機関を利用して取引先企業の情報調査を行い、反社会的勢力・団体に該当するかどうかのチェックを行っております。

②定期的に警察及び顧問弁護士等の専門機関とは情報交換を行っており、反社会的勢力・団体に対し、適切に対処がとれる体制が整っております。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①定期的に取締役会を開催し、取締役は営業部門及び管理部門の業務執行に関して報告を行い、その報告内容について相互牽制を実施し、法令・定款に適合しているか確認を行っております。

②当社は、業務の適正を確保するために「丸千代山岡家企業行動規範」を定めております。新たに入社する従業員、パートナー（パート・アルバイト）を始め、全社員に内容の周知を行っており、企業行動規範・社内通報制度・コンプライアンスについて随時教育を行っております。

③コンプライアンスへの意識向上や法令違反行為等の防止を図るため、適宜リスク管理部会及びコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守やリスク顕在化の有無などを審議・確認しております。

④監査役は、月1回の定例取締役会に出席し、経営上の重要事項についての報告を受けており、毎月１回を原則に適宜監査役会を開催して監査役間の意見交換及び意思統一を図っております。また、監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は内部監査室と連携し内部監査室の監査内容の報告を受け、情報共有をする等連携強化に努めております。更に、監査役は会計監査人とも定期的に連携を取り、監査計画や監査報告などの報告を受け、また、社長との面談を適宜行い監査役監査の充実を図っております。

7．その他

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

貸借対照表

（平成30年1月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	[1,294,564]	流動負債	[1,913,978]
現金及び預金	734,766	買掛金	277,363
売掛金	3,462	短期借入金	30,000
店舗食材	368,858	1年以内返済予定長期借入金	653,480
貯蔵品	32,428	1年以内償還予定社債	100,000
前払費用	100,811	リース債務	2,827
繰延税金資産	30,270	未払金	618,625
その他	23,965	未払法人税等	48,839
固定資産	[4,171,986]	未払消費税等	107,680
有形固定資産	(3,137,135)	販売促進引当金	56,200
建物	2,129,539	店舗閉鎖損失引当金	4,543
構築物	416,949	資産除去債務	5,256
機械装置	86,517	その他	9,161
車両運搬具	855	固定負債	[2,041,099]
工具器具備品	118,215	長期借入金	1,181,074
リース資産	7,219	社債	760,000
土地	369,453	リース債務	4,723
建設仮勘定	8,385	資産除去債務	3,686
無形固定資産	(21,431)	その他	91,615
借地権	7,145	負債合計	3,955,078
ソフトウエア	10,606	純資産の部	
リース資産	198	株主資本	[1,513,411]
その他	3,481	資本金	(291,647)
投資その他の資産	(1,013,419)	資本剰余金	(272,747)
投資有価証券	32,859	資本準備金	272,747
敷金保証金	614,781	利益剰余金	(966,718)
保険積立金	176,982	利益準備金	400
長期前払費用	95,149	その他利益剰余金	966,318
繰延税金資産	88,848	繰越利益剰余金	966,318
その他	4,796	自己株式	(△17,701)
		評価・換算差額等	[△1,938]
		その他有価証券評価差額金	(△1,938)
		純資産合計	1,511,472
資産合計	5,466,550	負債・純資産合計	5,466,550

損　益　計　算　書

（平成29年２月１日から
平成30年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,134,238**
売上原価		**3,128,674**
売上総利益		**9,005,563**
販売費及び一般管理費		8,720,359
営業利益		**285,204**
営業外収益		
受取利息配当金	4,768	
賃貸収入	10,298	
雑収入	46,964	62,031
営業外費用		
支払利息	34,781	
社債発行費	5,805	
雑損失	5,133	45,720
経常利益		**301,515**
特別利益		
固定資産売却益	140	140
特別損失		
固定資産除却損	12,225	
店舗閉鎖損失	43,843	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	4,543	
減損損失	195,297	255,910
税引前当期純利益		**45,745**
法人税・住民税及び事業税	88,826	
法人税等調整額	△27,194	61,632
当期純損失		**15,887**

株主資本等変動計算書

（平成29年２月１日から
平成30年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成29年２月１日期首残高	291,647	272,747	272,747	400	1,016,279	1,016,679	△17,701	1,563,371
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△34,072	△34,072		△34,072
当期純損失					△15,887	△15,887		△15,887
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△49,960	△49,960	－	△49,960
平成30年１月31日期末残高	291,647	272,747	272,747	400	966,318	966,718	△17,701	1,513,411

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年２月１日期首残高	△393	△393	1,562,978
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△34,072
当期純損失			△15,887
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,545	△1,545	△1,545
事業年度中の変動額合計	△1,545	△1,545	△51,506
平成30年１月31日期末残高	△1,938	△1,938	1,511,472

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

②　たな卸資産

・店舗食材　　月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品　　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　14年～31年

構築物　10年～30年

また、定期借地権契約上の店舗の建物及び構築物については、その耐用年数が定期借地権契約期間を超えている場合は、定期借地権契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

②　無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④　長期前払費用　　定額法を採用しております。

⑶　繰延資産の処理方法

社債発行費　　支出時に全額費用処理しております。

⑷　引当金の計上基準

販売促進引当金	顧客に発行した無料引換券の使用による費用負担に備えるため、使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額を計上しております。
店舗閉鎖損失引当金	閉店を決定した店舗について、店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

⑸　ヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の特例処理を採用しております。
②　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ取引 ヘッジ対象…借入金
③　ヘッジ方針	金利変動リスクを回避するために、特例処理の条件内でヘッジを行っております。
④　ヘッジ有効性評価の方法	特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。
⑹　消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

２．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産

建物	30,753千円
土地	337,516千円
計	368,269千円

上記の物件は、長期借入金（１年以内返済予定額を含む）108,200千円の担保に供しております。

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　4,209,968千円

3．損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	北海道網走郡
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	北海道紋別郡
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	北海道紋別市
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	栃木県下都賀郡
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	群馬県安中市
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	群馬県伊勢崎市
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品・リース資産	群馬県高崎市
店舗	建物	群馬県前橋市
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	岐阜県岐阜市
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	千葉県東金市
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	千葉県佐倉市
店舗	建物・構築物・機械装置・工具器具備品	茨城県常陸大宮市

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である店舗単位によって資産のグルーピングを行っております。また、賃貸資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

店舗の一部については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、早期の黒字化が困難と予想されるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（195,297千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物161,021千円、構築物21,442千円、機械装置6,732千円、工具器具備品6,096千円、リース資産5千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、固定資産の正味売却価額により測定しております。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,469,000株	－株	－株	2,469,000株

⑵　自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	35,223株	－株	－株	35,223株

⑶　剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成29年４月27日開催の第24回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・配当金の総額　34,072千円
・１株当たり配当金額　14円
・基準日　平成29年１月31日
・効力発生日　平成29年４月28日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成30年４月26日開催予定の第25回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　34,072千円
・配当の原資　利益剰余金
・１株当たり配当金額　14円
・基準日　平成30年１月31日
・効力発生日　平成30年４月27日

⑷　当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	10,910千円
未払事業所税	240千円
販売促進引当金	17,225千円
その他	1,894千円
計	30,270千円

繰延税金資産（固定）

減価償却費	33,135千円
資産除去債務	28,466千円
減損損失	119,197千円
その他有価証券評価差額金	847千円
小計	181,646千円
評価性引当額	△92,797千円
計	88,848千円

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては財務経理部において定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債、長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の規則に従い、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内の金融機関に限定しており、契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成30年１月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	734,766千円	734,766千円	－千円
⑵　売掛金	3,462	3,462	－
⑶　投資有価証券	32,859	32,859	－
⑷　敷金保証金（※）	295,977	304,791	8,813
資産計	1,067,065	1,075,879	8,813
⑴　買掛金	277,363	277,363	－
⑵　短期借入金	30,000	30,000	－
⑶　１年以内返済予定長期借入金	653,480	669,864	16,384
⑷　１年以内返済予定社債	100,000	102,551	2,551
⑸　リース債務（流動負債）	2,827	4,038	1,211
⑹　未払金	588,881	588,881	－
⑺　長期未払金（流動負債）	29,744	30,679	935
⑻　未払法人税等	48,839	48,839	－
⑼　未払消費税等	107,680	107,680	－
⑽　長期借入金	1,181,074	1,162,618	△18,455
⑾　社債	760,000	759,885	△114
⑿　リース債務（固定負債）	4,723	6,562	1,838
⒀　長期未払金（固定負債）	79,145	76,755	△2,390
負債計	3,863,760	3,865,720	1,960
デリバティブ取引	－	－	－

※資産除去債務相当額を控除しております。

（注）１．金融商品の時価算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑷　敷金保証金

敷金保証金（返還時期が確定しているもの）については、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を事業年度末から返還までの見積もり期間に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　短期借入金、⑹　未払金、⑻　未払法人税等、⑼　未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　１年以内返済予定長期借入金、⑷　１年以内返済予定社債、⑸　リース債務（流動負債）、⑺　長期未払金（流動負債）、⑽　長期借入金、⑾　社債、⑿　リース債務（固定負債）、⒀　長期未払金（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度（平成30年１月31日）		
			契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	395,000	265,000	（注）

（注）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
敷金保証金	245,774

（注）敷金保証金の一部については、残存期間を特定出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産⑷　敷金保証金」には含めておりません。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	734,766	－	－	－
売掛金	3,462	－	－	－
敷金保証金	24,105	84,618	115,176	72,077
合計	762,334	84,618	115,176	72,077

（注）敷金保証金の一部については、残存期間を合理的に見込むことが出来ないため、上表に含めておりません。

4．長期借入金、社債、リース債務及び長期未払金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後の返済予定額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	519,254	400,812	214,482	46,526	－
社債	235,000	220,000	270,000	35,000	－
リース債務	2,069	1,972	681	－	－
長期未払金	30,099	24,863	18,788	5,395	－
合計	786,422	647,647	503,951	86,921	－

7．賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

8．持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

9．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　621円04銭

⑵　１株当たり当期純損失　6円53銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12．その他の注記

特記事項はありません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年３月26日

株式会社丸千代山岡家
　取締役会　御中

清明監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　島　貫　幸　治　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　北　倉　隆　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社丸千代山岡家の平成29年２月１日から平成30年１月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年２月１日から平成30年１月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年３月30日

株式会社　丸千代山岡家　監査役会

社外監査役（常勤）　津　田　憲　澄　㊞

社　外　監　査　役　斉　藤　世司典　㊞

社　外　監　査　役　坂　本　尚　幸　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第25期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金14円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は34,072,878円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年４月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①　当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規程の新設並びに監査役及び監査役会に関する規程の削除等を行います。

②　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第28条第２項の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

③　なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第１５条　（条文省略）	第１条～第１５条　（現行どおり）
（議事録） 第１６条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	（議事録） 第１６条　株主総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第１７条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第１７条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任） 第１８条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第１８条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の決議によって選任する。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
（取締役の任期） 第１９条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第１９条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期が満了する時までとする。	②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第２０条～第２２条　（条文省略）	第２０条～第２２条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
（取締役会の決議の方法） 第２４条　当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議の方法） 第２４条　当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　　更　　案
② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。
	（重要な業務執行の決定の取締役への委任）
（新　　設）	第２５条　当会社は、会社法第399条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録）	（取締役会の議事録）
第２５条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	第２６条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。
第２６条　（条文省略）	第２７条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
（取締役の報酬等） 第２７条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第２８条　取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。
（取締役の責任軽減） 第２８条　当会社は、会社法第423条第1項に定める取締役の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。	（取締役の責任軽減） 第２９条　当会社は、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項に定める取締役の損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。
第５章　　監査役及び監査役会	（削　　除）
（監査役及び監査役会の設置） 第２９条　当会社は、監査役及び監査役会を置く。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の員数） 第３０条　当会社の監査役は５名以内とする。	（削　　除）
（監査役の選任） 第３１条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の決議によって選任する。	（削　　除）
（監査役の任期） 第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
（常勤監査役） 第３３条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役会の招集通知） 第３４条　当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削　　除）
（監査役会の決議の方法） 第３５条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　　除）
（監査役会規則） 第３６条　当会社の監査役会は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会の定める監査役会規則による。	（削　　除）
（監査役会の議事録） 第３７条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	（削　　除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（監査役の報酬等） 第３８条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（監査役の責任軽減） 第３９条　当会社は、会社法第423条第1項に定める監査役の損害賠償責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。 ②　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める監査役の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。	（削　　除）
（新　　設）	第５章　　監査等委員会
（新　　設）	（監査等委員会の設置） 第３０条　当会社は、監査等委員会を置く。
（新　　設）	（常勤の監査等委員） 第３１条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
（新　　設）	（監査等委員会の招集通知） 第３２条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
（新　　設）	（監査等委員会の決議の方法） 第３３条　当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新　　設）	（監査等委員会規則） 第３４条　当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。
（新　　設）	（監査等委員会の議事録） 第３５条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

現　行　定　款	変　　更　　案
第６章　　会計監査人	第６章　　会計監査人
第４０条～第４２条　（条文省略）	第３６条～第３８条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第４３条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第３９条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　　計　　算	第７章　　計　　算
第４４条～第４６条　（条文省略）	第４０条～第４２条　（現行どおり）
（新　　設）	附則 第１条　当会社は、会社法第423条第１項に定める監査役であったものの損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 第２条　前条及び本条は、2028年４月末日をもって削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（３名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了になります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山岡　正（やまおか　ただし） （昭和30年５月21日）	昭和49年４月　自衛隊入隊 昭和53年１月　自衛隊除隊 昭和53年３月　㈱エヌ・ジー・シー入社 昭和55年２月　㈲丸千代商事代表取締役社長 平成５年３月　当社代表取締役社長（現任）	1,058,100株
2	一由　聡（いちよし　さとる） （昭和45年６月25日）	平成６年６月　㈱丸千代商事入社 平成９年３月　同社取締役営業部長 平成14年２月　当社取締役営業部長 平成20年３月　当社取締役購買部長 平成22年６月　当社取締役人事総務部長兼経営企画室長 平成23年８月　当社取締役経営企画室長兼営業副本部長 平成24年２月　当社取締役営業本部長 平成24年９月　当社取締役営業本部長兼第一営業部長 平成25年３月　当社専務取締役営業本部長兼第一営業部長 平成27年８月　当社専務取締役営業本部長兼第二営業部長 平成29年３月　当社専務取締役営業本部長（現任）	40,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	荒谷 健一（あらや けんいち） (昭和54年1月8日)	平成16年４月　当社入社 平成21年９月　当社営業本部関東第二営業部ＳＶ 平成23年８月　当社西日本営業部部長 平成24年９月　当社第二営業部部長 平成27年４月　当社管理本部人材開発部部長 平成29年４月　当社取締役管理本部長兼人材開発部部長（現任）	5,400株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	坂本尚幸（さかもとひさゆき） (昭和34年３月16日)	昭和54年４月　㈱クワザワ入社 昭和62年７月　兜大友建設㈱入社 平成７年４月　札幌臨床検査センター㈱入社 平成14年３月　ＳＣＣコンサルティング㈱代表取締役（現任） 平成28年４月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） ＳＣＣコンサルティング㈱代表取締役	－株
2	斉藤世司典（さいとうよしのり） (昭和31年８月28日)	昭和55年４月　北海道マツダ販売㈱入社 平成元年１月　中道リース㈱入社 平成７年３月　税理士登録、斉藤世司典税理士事務所所長（現任） 平成14年４月　㈱オーバルマネジメント代表取締役（現任） 平成23年４月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 斉藤世司典税理士事務所所長 ㈱オーバルマネジメント代表取締役	－株
3	※ 渡辺剛（わたなべごう） (昭和42年５月23日)	平成３年３月　カブトデコム㈱入社 平成５年３月　㈱リッチフィールド転籍 平成12年９月　司法書士登録、司法書士渡辺剛事務所所長（現任） （重要な兼職の状況） 司法書士渡辺剛事務所所長	－株

（注）１．※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3．坂本尚幸氏、斉藤世司典氏及び渡辺剛氏は、社外取締役候補者であります。
4．坂本尚幸氏を社外取締役候補者とした理由は、財務経理の知見や経営者としての経験及び企業での社外取締役や社外監査役の経験を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。
5．斉藤世司典氏を社外取締役候補者とした理由は、税理士及び経営者としての知見や様々な企業の顧問をしております経験を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。
6．渡辺剛氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社の経営に直接関与した経験はございませんが、司法書士としての知見や経験を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。
7．坂本尚幸氏及び斉藤世司典氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって坂本尚幸氏は２年、斉藤世司典氏は７年となります。
8．当社は、坂本尚幸氏及び斉藤世司典氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としており、坂本尚幸氏及び斉藤世司典氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、渡辺剛氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
9．当社は、坂本尚幸氏及び斉藤世司典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、渡辺剛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令等に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
小田切良司（おだぎりりょうじ） （昭和36年２月13日）	昭和55年３月　北海道労働行政事務代行所入所 平成２年４月　カブトデコム㈱入社 平成６年３月　池戸経営会計事務所入所 平成14年３月　行政書士小田切良司事務所所長 平成16年11月　㈲オフィス・ノア代表取締役（現任） 平成19年12月　小田切労務行政事務所所長（現任） 平成20年５月　労働保険事務組合ＭＫ経営労務センター理事長（現任） （重要な兼職の状況） ㈲オフィス・ノア代表取締役 小田切労務行政事務所所長 労働保険事務組合ＭＫ経営労務センター理事長	－株

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．小田切良司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．小田切良司氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、行政書士としての知見や経験及び労務関連の知見を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。

４．当社は、小田切良司氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損

害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額といたします。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成13年12月21日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は3名であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第８号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

１．提案の理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社は第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、ご承認をお願いしております、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記２．の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は３名となります。

２．本制度に係る報酬等の額及び参考情報

①　本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

②　本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）

③　信託期間

平成30年６月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

④　信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成31年１月末日で終了する事業年度から平成33年１月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成30年６月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、65百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、146百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、146百万円を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

⑤　当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記④により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により

これを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、35,000株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

⑥　取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される１事業年度当たりのポイント数の合計は、21,600ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記⑦の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記⑦の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

⑦　当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記⑥に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

⑧　議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

⑨　配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

⑩　信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記⑨により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

メ　モ

第25回定時株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区北１条西11丁目１番地
ロイトン札幌 ２階「ハイネスホール」
TEL. 011(271)2711(代)

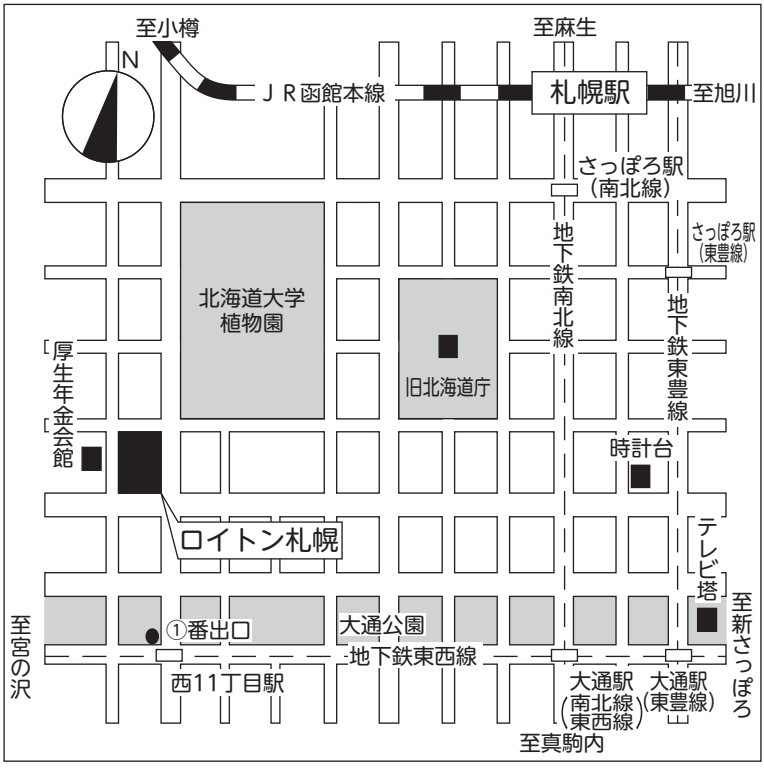

〔交通機関〕

■地下鉄東西線　西11丁目駅下車　①番出口左折徒歩約３分

■ＪＲ札幌駅からタクシー約５分

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080